

○松戸市安全で快適なまちづくり条例施行規則

平成16年3月26日

松戸市規則第14号

改正 平成17年5月13日規則第49号

平成30年2月28日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市安全で快適なまちづくり条例（平成15年松戸市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第1条の2 条例第8条第2項及び第13条第1項の規定による指導は、口頭又は書面により行うものとする。

2 書面により指導を行う場合は、指導書（第1号様式）を相手方に交付することにより行うものとする。

3 市長は、前項の規定により指導を行ったときは、指導確認書（第1号様式の2）を作成し、当該指導の相手方の署名を求めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第8条第2項及び第13条第1項の規定による勧告は、勧告書（第2号様式）を相手方に交付することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定により勧告を行ったときは、勧告確認書（第2号様式の2）を作成し、当該勧告の相手方の署名を求めるものとする。

(違反行為をしないことを約する旨の申出等)

第2条の2 条例第12条第1項の規定による申出は、営業所ごとに、誓約書（第2号様式の3）を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、当該申出の内容に関し必要な調査を行い、当該申出に係る営業所が違反行為を行わない営業所であると認めるときは、違反行為をしないことを誓約している旨を証する証票を交付するものとする。

3 前項の規定により証票の交付を受けた者は、営業所において、違反行為又は法令に違反する行為を行ったときは、直ちに当該証票を返納しなければならない。

(指導員)

第2条の3 市長は、町会・自治会、商店会その他防犯に係る関係団体に属する者であつて、市長が行う客引き行為等の防止のための指導講習を受講したものを、条例第13条第2項の規定により、客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）に指定するものとする。

2 指導員は、口頭による指導を行うものとする。

3 指導員は、指導を行う場合は、客引き行為等防止指導員証（第2号様式の4）を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区)

第3条 市長は、条例第17条第1項又は第2項の規定により重点推進地区又は客引き行為等禁止特定地区（以下「重点推進地区等」という。）を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 重点推進地区等の名称

(2) 重点推進地区等の指定年月日

(3) 重点推進地区等として指定した区域

2 前項の規定は、重点推進地区等を変更し、又は解除した場合について準用する。

3 市長は、重点推進地区等を指定したときは、当該重点推進地区等内に重点推進地区等であることを示す標識を設置するものとする。

(公表)

第4条 条例第19条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、本市が発行する広報紙に掲載する方法により行うものとする。

(1) 違反者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 違反者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(3) 違反行為の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第19条第2項に規定する通知は、通知書（第3号様式）により行うものとする。

3 条例第19条第3項に規定する通知は、営業場所提供者通知書（第3号様式の2）により行うものとする。

（過料徴収の手続）

第5条 条例第21条及び第22条の規定により過料に処すときは、過料に処す相手に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、告知・弁明書（第4号様式）を交付するものとする。

2 過料に処すときは、過料処分通知書（第5号様式）を交付するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月13日松戸市規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月28日松戸市規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

第1号様式

(用紙規格 J I S A 4)

指導書

第 年 月 日
号

様

松戸市長 印

あなたは、次のとおり松戸市安全で快適なまちづくり条例第 条の規定に違反したため、同条例第 条第 項の規定に基づき、指導します。

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	
氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）	
営業所の名称等（屋号等）及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

指導確認書

第 号
年 月 日

私は、次のとおり松戸市安全で快適なまちづくり条例第 条の規定に違反したため、同条例第 条第 項の規定に基づき、指導を受けました。

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	
氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）	
営業所の名称等（屋号等）及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

勸告書

第 号
年 月 日

様

松戸市長 印

あなたは、松戸市安全で快適なまちづくり条例（以下「条例」という。）第 条の規定に違反したため、松戸市長は、 年 月 日付け 第 号の指導書により、条例第 条第 項の規定に基づき、あなたに対して指導を行いました。更に反復して、次のとおり違反行為を行っているため、違反行為を中止するよう条例第 条第 項の規定に基づき、勸告します。

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	
氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）	
営業所の名称等（屋号等）及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

勧告確認書

第 号
年 月 日

私は、松戸市安全で快適なまちづくり条例（以下「条例」という。）第 条の規定に違反したため、年 月 日付け 第 号の指導書により、条例第 条第 項の規定に基づき、指導を受けましたが、更に反復して、次のとおり違反行為を行ったため、違反行為を中止するよう条例第 条第 項の規定に基づき、勧告を受けました。

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	
氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）	
営業所の名称等（屋号等）及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

誓約書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

私は、松戸市安全で快適なまちづくり条例（以下「条例」という。）を遵守し、松戸市における客引き行為等の防止に関する施策に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第10条の規定を遵守し、自らの営業に関して、公共の場所における客引き行為等（条例第10条各号に規定する行為）を行いません。
- 2 条例第11条第1項の規定を遵守し、客引き行為等を受けた者を客として、営業所内に立ち入らせません。
- 3 条例第11条第2項の規定を遵守し、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講じるよう努めます。

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

営業所の所在地

営業所の名称等（屋号等）

営業許可の番号

第2号様式の4

(用紙規格 縦6センチメートル、横8.5センチメートル)

(表)

<u>客引き行為等防止指導員証</u>		No. _____
氏名	_____ (年 月 日生)	写 真
住所	_____	
上記の者は、松戸市客引き行為等防止指導員であることを証明する。		
年 月 日		
松戸市長		印

(裏)

注 意 事 項

第 号
年 月 日

様

松戸市長

印

通 知 書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号の勧告書をもって、松戸市安全で快適なまちづくり条例第 条第 項により勧告をしましたが、あなたが正当な理由がなく同勧告に従わなかったため、同条例第19条第1項によりその旨を公表することになりましたので、同条第2項に基づき、次のとおり通知します。あなたは、市が公表することに対して意見を述べること(以下「意見陳述」という。)ができます。意見陳述の方法は、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行くか、又は口頭で行うものとします。

記

1 予定される公表の内容

- (1) 違反者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 違反者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 違反行為の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 公表の原因となる事実

違反の対象となった事実

年 月 日午前・午後 時 分頃、 において、
が を行ったものである。

3 意見陳述の方法

(1) 意見書の提出先及び提出期限

提出先 松戸市長(主管課経由)

提出期限 年 月 日 午前・午後 時 分

(2) 口頭による意見陳述を行う場合の意見陳述すべき日時及び場所

日時 年 月 日 午前・午後 時 分

場所

(注意)

- ・あなた又はあなたの代理人(以下「当事者」という。)は、やむを得ない事情のある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は意見陳述すべき日時の変更を申し出ることができます。
- ・当事者が、前記3の日時までには正当な理由がなく意見書を提出せず、又は意見陳述しなかったときは、当事者は本通知書記載の意見陳述の機会を放棄したものとみなします。
- ・意見陳述の方法は、意見書を提出して行くか、又は口頭で行うかについて、前記3の日時の3日前までに下記にご連絡願います。その他の問い合わせも下記に願います。

営業場所提供者通知書

第 年 月 日 号

様

松戸市長 印

あなたは、(所有 管理) している次の建物を営業場所として使用している次の者が、松戸市安全で快適なまちづくり条例（以下「条例」という。）第10条の規定に違反したため、当該違反行為を中止するよう条例第13条第1項の規定に基づき、勧告を行いました。更に違反行為をしたため、条例第19条第1項の規定に基づき、その氏名等を公表しました。

つきましては、条例第19条第3項の規定に基づき、営業場所提供者に対し、公表された違反行為に係る事実を通知します。

営業場所として使用されている建物	
営業場所として使用している者	
公表された事項	
問合せ先	

第4号様式

(用紙規格JIS A4)

(1枚目)

年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県 区・市・町・村
生年月日	年 月 日 (歳)
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話

松戸市長

印

あなたは、下記のとおり「松戸市安全で快適なまちづくり条例」第 条第 項第 号の規定に違反したので、同条例第 条の規定により過料処分となります。

違 反 の 日 時 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 松戸市
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えが無い。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。
	署 名

(本人用)

(2枚目)

年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県 区・市・町・村
生年月日	年 月 日 (歳)
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話

松戸市長

あなたは、下記のとおり「松戸市安全で快適なまちづくり条例」第 条第 項第 号の規定に違反したので、同条例第 条の規定により過料処分となります。

違 反 の 日 時 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 松戸市
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えが無い。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。
	署 名

(市保管用)

第5号様式

(用紙規格JIS A4)

(1枚目)

年 月 日

過 料 処 分 通 知 書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県 区・市・町・村
生年月日	年 月 日 (歳)
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話

松戸市長

印

あなたは、下記のとおり「松戸市安全で快適なまちづくり条例」第 条第 項第 号の規定に違反しました。よって同条例第 条の規定により、金 円の過料に処します。

違 反 の 日 時 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 松戸市
------------------	-------------------------

別途現金又は納入通知書により、お支払いください。

(教示)

(本人用)

(2枚目)

年 月 日

過 料 処 分 通 知 書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県 区・市・町・村
生年月日	年 月 日 (歳)
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話

松戸市長

あなたは、下記のとおり「松戸市安全で快適なまちづくり条例」第 条第 項第 号の規定に違反しました。よって同条例第 条の規定により、金 円の過料に処します。

違 反 の 日 時 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 松戸市
------------------	-------------------------

別途現金又は納入通知書により、お支払いください。

(市保管用)

第 1 号様式

第 1 号様式の 2

第 2 号様式

第 2 号様式の 2

第 2 号様式の 3

第 2 号様式の 4

第 3 号様式

第 3 号様式の 2

第 4 号様式

第 5 号様式